

会津若松市のコミュニティセンター施設における 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大の予防と安全な施設環境の確保により、市民の皆様が安心して様々な活動を行っていただけるよう、国が提唱する「新しい生活様式」を実践しながら、本市のコミュニティセンターを安心して御利用いただく上での基本的な考え方を示すものです。御利用の際には、各項目の対応について御協力をお願いします。

1 「新しい生活様式」の実践例

【新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（令和2年5月4日厚生労働省公表）より抜粋】

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける

会話をする際は、可能な限り真正面での会話を避ける

外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用

手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

まめに手洗い、手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気

身体的距離の確保 「3密」の回避（密集・密接・密閉）

毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

2 基本的な感染症対策の実施

○体調不良の方の活動自粛

・発熱や風邪の症状がみられるなど、体調がすぐれない方の利用は控えること。

○感染予防・感染拡大を防ぐ

・入館や活動の合間には、手洗いや手指の消毒を行うこと。

・施設内ではマスクの着用、咳エチケットを徹底すること。

○「3密（密集・密接・密閉）」を徹底的に回避したうえで活動する

3 基本的な感染対策に基づく具体的な行動

(1) 施設の利用について

① 利用者による出席者及び活動の点検

ア 出席者名簿を作成し、連絡先を把握のうえ保管する。（感染者が出た場合など必要に応じて環境生活課、施設職員、出席者に連絡していただくための措置、提出は不要）

- イ 主催事業等については、参加者を特定できるようにする。
- ウ 活動前に出席者と利用ルールを確認し対策を講じる。また、「チェック票（別紙）」を施設管理者へ提出する。
- エ 活動終了後は、できるだけ速やかに退館する。

② 密集対策 …多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮を行う。

- ア 利用人数は各部屋の最大収容人数の5割から6割程度とする。
- イ 入館時及び活動の際は、人との間隔を2m程度（最低1m）確保する。
- ウ できるだけ対面での活動や近距離での会話は避ける。
- エ ホールなどの共用スペースの利用を自粛する。

③ 密接対策 …飛沫を発生させないように工夫する。

- ア 施設内ではマスクを着用し咳エチケットを徹底する。
- イ 来館時や活動の合間など、定期的に手洗いや手指の消毒を行う。
- ウ 大声での発声や近接した距離での会話、呼気が激しくなるような運動は原則として行わない。
- エ 活動の前後に、利用する部屋のドアノブや使用する机、イス、備品等の消毒や洗浄を行う。
- オ 直接手で触れることができる展示物等は設置しない。

④ 密閉対策 …換気を徹底する。

- ア 長時間の活動とならないよう留意する。
- イ 概ね1時間毎に最低5分以上の休憩時間を設け、2方向の窓を開けるなど換気を行う。
- ウ マスクを着用した活動による体調の悪化（酸欠や熱中症など）には十分注意する。

(2) 施設の管理運営について

① 施設職員

- ア マスクの着用、咳エチケット、手洗い及び手指の消毒を徹底する。
- イ 定期的な検温など健康記録を行い、通常時より高い熱や息苦しさ、咳などの症状がある場合は、必要に応じ医療機関等を受診し、診断結果を職員間で共有する。
- ウ 感染が疑われる又は確認された場合は、速やかに環境生活課へ報告する。

② 利用者の確認

- ア 出席者名簿の作成及び保管を主催者に依頼する。
- イ 活動前に利用者から提出される「チェック票」を確認し保管する。
- ウ 貸館の判断が困難な場合は、環境生活課へ連絡する。
- エ 利用者が新型コロナウイルスに感染した又は感染が疑われる場合は、速やかに環境生活課へ連絡する。

③ 密集対策

- ア 対人間隔の確保のため、予約等において、利用者の活動内容や利用人数の確認とともに、利用ルールについて説明し、必要に応じて利用の制限を行う。
- イ 利用当日の活動状況等を確認し、利用者の実態に合った対策を講じる。

④ 密接対策

- ア 窓口のカウンター、ホールのテーブルやいす、階段の手すり、トイレ、水道の蛇口、エレベーターのボタンや各種スイッチなどの定期的な消毒を行う。
- イ 利用者が行う消毒等用具を準備し、活動前後の消毒や洗浄の依頼・確認を行う。
- ウ 窓口カウンターへのビニールカーテンの設置など、利用者との飛沫感染の防止対策を行う。

⑤ 密閉対策

- ア 利用者へ長時間の活動とならないよう、また定期的な換気について依頼する。
- イ 事務室や廊下等、定期的に2方向の窓を開けるなど換気を行う。

4 特に注意する活動

- (1) 集団感染リスクの高い下記の活動は、マスクの着用による体調不良にも留意しながら、十分な対策をとること。

- 調理、会食を伴う活動
- 密接となりやすい活動
例) 囲碁、将棋、麻雀、各種教室など
- 発声等を伴う活動
例) 合唱、詩吟、民謡など
- 運動することを目的とした活動
例) 卓球、ダンス、体操など

- (2) 調理、会食を伴う活動の制限

- ① 会議等における会食は行わないこと。ただし、熱中症・脱水症対策としての水分補給は除く。
- ② 料理実習など調理を伴う活動については、利用時間の短縮とともに、料理については必要最低限の量とし、持ち帰りを基本とすること。

5 対象施設

- (1) 本ガイドラインの対象施設は、本市の全コミュニティセンター（行仁・日新・城北・城西・松長・真宮・鶴城・城南・謹教）とする。
- (2) 他の機能が併設されているコミュニティセンターの対応
・行仁及び松長コミュニティセンター
こどもクラブが併設されていることから、感染拡大防止の取組をこどもクラブと連携して行う。

6 適用期間

本ガイドラインの運用は、令和2年5月22日（金）から当面の間とし、感染状況等により必要に応じ見直すものとする。